

令和7年第5回農業委員会総会議事録

令和7年5月16日（金）第5回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 16人

会長 18番 仲田清志		会長職務代理者	
2番 赤井勝利	3番 小田正廣	4番 西村勉	
5番 奥津賢司	6番 平利一	7番 奥津忠和	
8番 倉脇敏弥		10番 宮本武博	
11番 藤川雅	12番 小川広文	13番 山田條一	
14番 森立夫	15番 安達利延	16番 信谷昌吾	
17番 藤本彰			

推進委員 8人

1番 谷岡貴寿	2番 兒玉公治	3番 泉登
4番 溝尾美恵子	5番 三輪金樹	
7番 後藤保夫		9番 逸見則夫
10番 妹尾元弘		

欠席委員 4人

1番 神山順一	9番 井藤孝久	6番 妹尾良和
8番 大原砂利		

議事

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第21号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第22号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による許可申請について
議案第23号	現況証明に係る現況認定について

報告事項

農地改良届について
農地法施行規則第29条の届について
法務局照会について
農地転用期間変更届について
完了届について
農地法第18条第6項の規定による通知について
利用権設定中途解約合意書について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	小寺 俊一
	主査	福田 洋介
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前 9 時 30 分)

福田主査	只今から、新見市農業委員会第5回総会を開催いたします。本日の出席は24名です。欠席は、1番神山委員、9番井藤委員、推進6番妹尾委員、推進8番大原委員です。それでは、最初に仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、おはようございます。本日もスムーズな進行にご協力をお願い致します。
福田主査	それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、12番小川委員、13番山田委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第20号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が5件ございました。現地確認を1番、2番、3番、4番は5月2日に行っており、5番は5月1日に行っております。議案説明の前に、この4月の法改正により申請書に記入・提出していただくものが増えました。「譲受人が外国籍の場合、在留期間及び在留期間満了の日の記載」、「複数の市町村に農地を所有している場合、市町村別の住所、拠点となる場所等の記載」、「農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等の申告」などを新たに記入・提出していただくことになりましたので、お知らせいたします。 それでは、1番でございます。場所は草間、現況地目は田6筆、畑3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農地法その他の農業関係法令も遵守していることや、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行

	う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、申請当事者は親子で、親である譲渡人が高齢で耕作が難しくなったため、子である譲受人に贈与することになったもので、今までも譲受人は申請地の耕作を行っており、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番藤本委員。
藤本委員	17番藤本です。5月14日、神山委員、藤川委員、私の3人で現地確認しました。申請の通り贈与で問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、2番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、2番でございます。場所は菅生、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農地法その他の農業関係法令も遵守していることや、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は、高齢で耕作が難しいため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の

	確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。
赤井委員	2番赤井です。確認日は5月10日にしました。場所は、●●●●● ●●●●●より200m入ったところです。譲渡人は耕作者がいないため、隣を耕作している譲受人に売買するもので問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、3番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、3番でございます。場所は上熊谷、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農地法その他の農業関係法令も遵守していることや、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。2番赤井委員。

赤井委員	2 番赤井です。確認日は5 月 1 0 日。場所は、●●別れの信号手前の橋より 1 0 0 m大佐よりに行った●●の向側です。譲渡人は県外に居住しており近場の人に贈与するものです。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 2 0 号 3 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、4 番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、4 番でございます。場所は千屋井原、現況地目は畑 1 筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は 3 人でございます。次に農地法第 3 条第 2 項各号の状況でございますが、まず、第 1 号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農地法その他の農業関係法令も遵守していることや、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第 2 号から第 5 号は該当ありません。第 6 号ですが、譲渡人は、高齢で耕作が難しいため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3 番小田委員。
小田委員	3 番小田です。確認を 5 月 1 5 日、泉推進委員、兒玉推進委員と行っております。場所は、千屋井原地区の●●●●●●下の手前 1 0 0 mのところ右側です。申請人の家の裏です。

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第20号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、5番について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に、5番でございます。場所は神郷下神代、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は果樹、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農地法その他の農業関係法令も遵守していることや、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は会社勤めのため農作業ができないことから、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。
信谷委員	16番信谷です。確認日5月14日、仲田会長、大原推進委員と行いました。場所は、●●●●●の駐車場東側に隣接した土地でした。問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 2 0 号 5 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第 2 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	次に第 4 条の申請につきまして、申請が 3 件ございました。現地確認を 1 番は 5 月 2 日に行っており、2 番、3 番は 5 月 1 日に行っております。それでは、1 番でございます。場所は、唐松、現況地目は畑 1 筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地が山中にあり、自身も高齢で管理が難しくなったため、自宅近くの管理しやすい場所に移転したいものです。工事期間は許可日から令和 7 年 7 月 1 0 日までです。この申請地は、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4 番西村委員。
西村委員	4 番西村です。現地確認を 5 月 1 1 日に、森委員、三輪推進委員、私の 3 名で行いました。申請地は、唐松地内の国道 1 8 0 号線より●●●●を渡り 2 キロ北上すると●●●●があります。そこから更に 5 0 0 m 北上した左上に申請地があります。長い間、耕作されて無いように思われましたが、問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 2 1 号 1 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

	全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、2番。
真治主任	次に2番でございます。場所は、哲西町大野部、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は墓地と外周路で、転用理由は、現在の墓地が山中にあり、竹藪も側にあり、管理が難しくなったため、実家近くの墓参りしやすい場所に新設したいものです。工事期間は許可日から令和7年11月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。5番奥津委員。
奥津(賢)委員	5番奥津です。確認を5月7日、奥津委員、妹尾推進委員、私の3名で行いました。場所は、北房井倉哲西線より県道に向けて東城線に入り、4キロ東城方面に行きます。●●●地区と●●地区の境道を市道左側へ2キロ入った山の上です。畑の造成区域に杭が打ってありました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第21号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。続きまして、3番。
真治主任	次に3番でございます。場所は、哲西町上神代、現況地目は畑1筆でございます。転用目的は墓地で、転用理由は、現在の墓地が山中にあり、坂道でお参りが大変なため、実家から近い申請地に移転したいものです。工事期間は令和7年6月1日から令和7年7月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも

	該当しない第２種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。７番奥津委員。
奥津(忠)委員	７番奥津です。確認日は５月７日、奥津委員、妹尾推進委員と私で行いました。場所は、●●●●から東城方面へ、国道を５００ｍ行ったところに●●●●があります。そこを右に●●地区方へ２キロ行った所に家があり、その前の畑です。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第２１号３番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお４条の各議案については面積が３０ａ未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第２２号農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第３項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、議案を送らせていただいた時には１番から５番までの５件新規でしたが、その後２番の議案について年金受給資格の関係で取下げが出ております。それでは、新規について説明させていただきます。新規は４件で、１番菅生、田３筆３年６か月使用貸借、３番大佐大井野、田２筆３年６か月使用貸借、４番大佐布瀬、田２筆

	3年使用貸借、5番哲西町大野部、田2筆5年使用貸借となっております。こちらはいずれも借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の各要件を充たすと考えます。新規については以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を1番より順次、求めます。
谷岡委員	推進委員1番谷岡です。確認日は5月10日、赤井委員、平委員、3人でした。場所は、上熊谷地内信号を菅生方面に3キロ入ったところに●●地区があります。その地区の県道と川の間にあります。去年までの耕作者と変わるので新規となっております。以上です。
後藤委員	推進委員7番後藤です。3番ですが、県道新見勝山線から大井野方面に進み●●●●●●●●があり、それより200m手前の土地です。4番、県道新見勝山線の●●交差点から県道北房川上線を進むと●●●●●●●●があります。その500m先にありました。確認は、5月10日にしました。以上です。
妹尾(元)委員	推進委員10番妹尾です。現地確認を5月7日、両奥津委員、私の3名で行いました。場所は、●●●●●●●●から県道東城大野部線に入り3キロ先に●●●●●●●●があります。そこの手前を右へ入り100m先にありました。問題ないと思います。
会 長	新規について事務局、地区委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第22号の新規について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、新規は決定いたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	6番から10番までの5件ですが、法律が変更し新規となっておりますが旧号からの引続きということで再設定となっております。6番馬塚、

	田 4 筆 5 年使用貸借、7 番豊永佐伏、畑 1 筆 5 年賃貸借、8 番土橋、田 2 筆 1 0 年使用貸借、9 番大佐上刑部、田 1 筆 5 年使用貸借、1 0 番大佐小阪部、現況畑 1 筆 1 5 年賃貸借となっております。以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 2 2 号の再設定について賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、再設定は決定といたします。続きまして議案第 2 3 号現況証明に係る現況認定について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	それでは、現況証明に係る現況認定につきまして、今回 3 件申請がございました。現地確認を 3 件ともは 5 月 2 日に行っております。 それでは 1 番でございます。場所は草間、台帳地目は畑 1 筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、平成 1 0 年頃までは畑として耕作していたが、高齢のため自宅から離れている申請地に行き耕作することが難しくなってしまったため、現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に 2 番でございます。場所は千屋、台帳地目は田 1 筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、5 0 年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和 4 0 年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。 次に 3 番でございます。場所は千屋実、台帳地目は田 1 筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、5 0 年前頃に転作の制度によって植林をしており、昭和 4 0 年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件につきまして関係地区委員の説明を 1 番より順次求めます。1 番。

藤本委員	1 7 番藤本です。現地確認日は5月14日、神山委員、藤川委員、私と3名で行いました。場所は、●●●●から西へ1キロ行ったところです。以上です。
会 長	1 番の件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号1番についての認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定いたします。続きまして2番について、3番。
小田委員	3 番小田です。確認を5月15日、泉推進委員、兒玉推進委員としております。場所は、●●●●●を2キロあがると●●●●●があります。その突当りの山です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。2番の件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号2番についての認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、認定いたします。続きまして3番について、3番。
小田委員	3 番小田です。5月15日に確認しました。場所は、●●地の●●線から●●線に入り●●●●●の続きの山です。問題ありません。
会 長	3 番の件について、地区委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

	ないようなので、議案第23号3番についての認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定いたします。続きまして、報告事項に入ります。農地改良届について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地改良の届出が1件ございました。現地確認を5月2日に行っております。それでは1番でございます。場所は上熊谷、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、嵩上げを行い、農機具が農地に入りやすくし、農作業の効率化を図るため。というもので、改良高、改良面積は記載のとおりです。期間は令和7年6月1日から令和7年8月31日までです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。
赤井委員	2番赤井です。確認日は5月10日、平委員、谷岡推進委員、私の3名で行いました。場所は●●●●より200m入ったところにあります。道路改良に合せての嵩上げで問題ないと思います。
会 長	続きまして、農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	農地法施行規則第29条の届出が3件ございました。現地確認を1番は5月2日に行っており、2番、3番は5月1日に行っております。 それでは1番でございます。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、農業用機械を置く倉庫が必要なため、農機具倉庫を設置したいもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和7年4月5日から令和7年7月31日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。 次に2番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は畑1筆でございます。申請理由でございますが、農地への進入路が必要になったため、農道を整備したものです。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和3年5月1日から令和3年9月30日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。 次に3番でございます。場所は哲西町大野部、現況地目は田1筆でございます。申請理由でございますが、現在の農機具倉庫及び穀物保管庫が手狭なため、新たに新築したいもの。というものです。面積は記載の

	とおりです。工事期間は令和7年6月1日から令和7年11月30日です。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より1番より順次報告をお願いします。
藤本委員	17番藤本です。確認は5月14日、藤川委員、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、●●●●から南へ1キロ行ったところに●●●●集落があります。その中にあります。申請前に工事に入っており始末書を出していただいております。以上です。
奥津(賢)委員	5番奥津です。この案件は、農地法第4条2番でありました墓地に入る付随する外周路で、入り口の一部を既に埋められており、これが事前着工となりました。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日は5月7日、奥津委員、妹尾推進委員としました。●●●●の上の土地でした。
会 長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	法務局照会につきまして、今回8件ございました。現地確認を、1番から4番は4月2日に行っており、5番、6番は4月9日に行っており、7番、8番は4月21日に行っております。 それでは、1番ですが、場所は下熊谷、登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は平成9年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に2番でございます。場所は下熊谷、登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は平成9年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に3番でございます。場所は下熊谷、登記地目は田1筆、現況地目は宅地という申請で、該当地は平成9年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に4番でございます。場所は下熊谷、登記地目は田3筆、現況地目は宅地、雑種地という申請で、該当地の、●●番●は平成9年から宅地、●●●番●と●●●番●は時期不詳で雑種地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。

	次に5番でございます。場所は哲多町花木、登記地目は畑4筆、現況地目は山林、原野、雑種地という申請で、該当地の、●●●●番と●●●●番は時期不詳で山林、●●●●番は時期不詳で原野、●●●●番●は時期不詳で雑種地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に6番でございます。場所は哲多町花木、登記地目は畑1筆、現況地目は山林という申請で、該当地は、時期不詳で山林となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に7番でございます。場所は下熊谷、登記地目は田1筆、現況地目は雑種地という申請で、該当地は、時期不詳で雑種地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。 次に8番でございます。場所は新見、登記地目は田2筆、現況地目は公衆用道路という申請で、該当地は、時期不詳で公衆用道路となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より1番より順次報告願います。
赤井委員	2番赤井です。確認は4月2日、1番から4番まで記載のとおりです。
安達委員	15番安達です。5番6番、確認は4月10日、小川委員、井藤委員、逸見推進委員と4名で行っております。場所は、花木地内の●●の集会所の近くです。記載のとおりで確認しております。
赤井委員	2番赤井です。7番は4月20日に確認しております。●●●●の土地で記載のとおりです。
倉脇委員	8番倉脇です。4月30日に平委員、溝尾推進委員、私の3名で確認しております。場所は、●●●●●●●●のところを●●へ歩いて50m先左手にあります。道路になっておりました。
会 長	関係地区委員より報告が終わりました。
後藤委員	推進7番後藤です。1番から4番、同じ地区で同年に宅地となっている。どのような経緯でしょうか。
真治主任	1番から4番の宅地ですが、個人の土地ですが、その上に●●●●が借

	り受けて工場が建っていることで宅地となっております。
後藤委員	無断転用、違反転用です。当時、県道沿いで建てていたことになり ます。当時の委員さんは、何をしていたのでしょうか。現状で建物が建 っているから非農地と法務局の照会ででしたら全部認められてしまう。現 況証明は農業委員の認定になります。現況証明は挙手にて認定されるが、 法務局照会では挙手も何もなく認められてます。このままでよいのでし ょうか。
会 長	ここで10分間、40分まで休憩とします。
	～ 休憩 ～
会 長	再開いたします。先程の件ですが、当時、借地として転用し農業委員 会で許可していたかもしれないが、当時の方々も現在おられないので不 明です。 次に農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地転用期間変更届について1件でしております。場所は哲西町矢田地 内、農地法第4条の許可で農地改良くぼだおしです。総会日、令和5年 5月19日で期間変更前は令和5年5月19日から令和7年5月18日 まででしたが、変更後は令和9年5月18日までと出ております。変更 理由は、家庭内の事情、ご家族の方の介護が必要になりその後亡くなら れ着手が遅れたこと。その後、機械等買い替えのため工程の見直しをし 遅れたということです。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願い します。
奥津(忠)委員	7番奥津です。5月7日に申請人に確認しました。田植えが終わった ら着手すると言っておりました。
会 長	続きまして、完了届について事務局の説明をお願いします。
小寺局長	完了届が10件でしております。1番から8番は正田地内、農地法第5 条太陽光発電設備、9番大佐大井野地内、農地法第4条農地改良嵩上げ、 10番神郷下神代地内、農地法第4条農地改良嵩上げです。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があれば1番か

	ら順次お願いします。
西村委員	4番西村です。5月11日に森委員、三輪推進委員、私で現地確認しました。1番から8番まで全て完成しておりました。
宮本委員	10番宮本です。5月12日に確認しました。長くかかりましたができておりました。
信谷委員	16番信谷です。確認を5月14日にしました。すばらしい圃場になっておりました。
会 長	続いて農地法第18条第6項の規定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地法第18条第6項の通知ですが、先程の中間管理機構の貸し借りで1件2番が取下げになりましたその関係です。経営移譲されて年金を受けられていた親から義理の息子さんが使用貸借されていたのですが、息子さんも高齢になってきて沢山耕作するのも大変になり1筆戻して他者への貸し借りを考えられておりましたが、年金受給者の受給条件が色々あるため今回は取下げし、また方法を考えるということでこの件につきましては、取下げがでております。
会 長	取下げということで次にまいります。続きまして、利用権設定中途解約合意書について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	利用権設定中途解約合意書が1件でております。哲多町宮河内地内、田2筆、利用権設定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなっております。理由としましては、耕作の継続が困難となっておりますが借受者の方が沢山受けられている中で、この筆が中山間地域協定の中に入っており、手が回らなくなったため他の方に作っていただくように考えるということで解約がでております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。9番逸見委員。
逸見委員	推進委員9番逸見です。記載のとおりです。現地確認しましたら田植えが済んでおり、どなたかが耕作されているようです。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局から何かありますか。

真治主任	令和6年度の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について（資料説明）
会 長	事務局より説明がありましたが、実施状況の公表について挙手をお願いします。 （挙手多数）
会 長	賛成多数と認め、公表をします。それでは、その他、事務局から何かありますか。
事務局	「ありません。」
会 長	それでは、農地部会の決定事項を農地部会長よりお願いします。
藤本委員	本会の前、9時から農地部会にて、令和7年度の新見市農業委員会農地パトロールについて協議しました。日程は、7月の総会后午後1時から行います。パトロール隊長はキリティ陽子さんをお願いしております。今年度はパトロール前の目合わせは行わないこととしました。班割は例年通りでよろしいでしょうか。パトロール隊長と一緒に仲田会長、事務局等で熊野フルーツカントリーへ回ります。後、皆さんは各班で地元の視察を行ってください。例年通り写真2、3枚をお願いします。次の8月総会の時に視察結果の発表をお願いします。
福田主査	次回の総会についてご連絡いたします。6月17日（火）午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。
小田委員	お願いがあります。先程の現況証明の所です。昨夜ですが現地確認しました。手前を伐採してました。そこは農地です。私が委員になり始めには地図が全部入ってましたが、段々と山林が無くなり簡単な地図になっています。これからは、千屋、神郷、熊谷辺りは伐採がどんどん始まります。道沿い農地の伐採が進むと思われます。以前の地図、台帳を各委員が持っていたほうが良いと考えます。農地を守りなさい、が我々の仕事なのです。今までも結構ありました。どのように対応するのかだけだと思います。以上です。

会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。ないようなので、神山代理が欠席なので私が閉会の挨拶をします。 法務局照会については事務局と協議し結論を出したいと思います。また、小田委員さんが言われた件ですが、山にある農地を現況確認で次々外していったのだと思います。道沿いも同様に山林となり外れていると思われ、それを知らなくてよいのかとの意見だと思います。これに関しても事務局と相談し来月の委員会には報告したいと思います。これをもって、本日の総会を終了といたします。お疲れ様でした。
	(閉会時刻 午前 11 時 3 分)

令和7年5月30日作成

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____